

(地域における外国人との共生の現状について)

- 在留外国人の数や構成には季節変動がある。状況をより適切に把握するためには、複数月のデータを確認する必要がある。
- ゴミ出しの他、騒音など外国人住民の日常生活の様子が分からないがゆえの不安に基づく相談が日本人住民から寄せられている。犯罪行為であれば警察で取り締まることができるが、そうでない場合は地方公共団体で相談を受け止めることとなる。在留外国人に対して、地域の生活ルールを伝えることが課題だと認識している。
- 在留外国人の増加により日本語教育のニーズは高まっているが、日本語教育のニーズの増加に対して、それを担う人材を供給できる体制が確保できないことが課題になっている。人手不足から日本語教育を休止せざるを得ない市町村もある。日本語教育を担う人材を一つの地方公共団体だけで確保することは大変厳しい。

(研究会の今後の進め方等について)

- 地方公共団体の規模や活用できる資源によって、地域における外国人との共生施策を取り巻く状況は異なる。地方公共団体が自ら置かれている状況に応じた共生施策の実施を検討できるよう、できるだけ状況が異なる地方公共団体について取り上げてはどうか。

## 第1回研究会における主な意見 ②

- 地方公共団体からのニーズ把握だけでは見えにくい課題がある。地方公共団体ではまだ把握していないニーズを拾えるよう、広く関係者からもニーズもすくい上げていくようにしてはどうか。
- 不適正な民泊やオーバーツーリズムの問題も地域課題として存在している。総務省プランの対象は在留外国人だが、日本の制度やルールを理解・遵守などの議論には、在留外国人への対応を検討することで、観光客として日本を訪れる外国人への対応にも生かせる部分はあるのではないか。
- 例えば一元的相談窓口は地方公共団体ごとに設置されているが、財政や人材確保の観点から、ある程度統合しても良いのではないかと考えている。一元的相談窓口の共同設置等、広域的な取組に関する地方の動向や国の方針についても議論してはどうか。
- 「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」に記載された、「日本語や制度・ルール等を学習するプログラム」の動向によって、地域の日本語教育や生活オリエンテーションの在り方が変化する可能性がある。研究会では、政府におけるプログラムの検討状況を踏まえて議論してはどうか。
- プログラム以外でも国の施策を踏まえて地方公共団体における取組を議論することが有効である。地方公共団体が国に先行して取組を進めるべきか、国の施策の中で進めていくべきかを検討中の地方公共団体もあるので、第2回以降、関係省庁からの施策説明を踏まえて検討を進めていくこととしてはどうか。

## 【参考】R6.12→R7.6の間に在留外国人人口の変動が大きい団体

|    | 都道府県 | 市区町村 | R6.12 | R7.6  | 増減     | 増減率     |
|----|------|------|-------|-------|--------|---------|
| 増加 | 長野県  | 川上村  | 501   | 1,345 | 844    | 62.8%   |
|    | 長野県  | 南牧村  | 360   | 713   | 353    | 49.5%   |
|    | 群馬県  | 嬬恋村  | 445   | 810   | 365    | 45.1%   |
|    | 茨城県  | 利根町  | 1,024 | 1,339 | 315    | 23.5%   |
|    | 北海道  | 紋別市  | 798   | 986   | 188    | 19.1%   |
|    |      |      |       |       |        |         |
| 減少 | 北海道  | 赤井川村 | 558   | 381   | -177   | -46.5%  |
|    | 北海道  | ニセコ町 | 1,101 | 694   | -407   | -58.6%  |
|    | 長野県  | 白馬村  | 1,754 | 1,099 | -655   | -59.6%  |
|    | 新潟県  | 湯沢町  | 745   | 387   | -358   | -92.5%  |
|    | 北海道  | 倶知安町 | 3,707 | 1,815 | -1,892 | -104.2% |

※ R6.12時点又はR7.6時点で、在留外国人人口が500人を超えている市区町村が対象。

<出典>法務省「在留外国人統計」